

傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準の改正内容

平成 26 年 2 月 3 日付けで改正した内容は、以下のとおり。

○「傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況」の見直し

総務省消防庁および厚生労働省が実施した「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」の結果を、直近の数値に置き換えた。

○「精神疾患」にかかる内容の追加

新たに「特殊性」として「精神疾患」を分類し、分類基準、医療機関リストおよび観察基準にその旨の内容を追加した。

○「専門性」における「重症度・緊急救度が高い妊産婦」のフロー図の一部変更

「専門性」における「重症度・緊急救度が高い妊産婦」のフロー図について、滋賀医科大学医学部附属病院が周産期医療協力支援病院から総合周産期母子医療センターに変更されたことに伴い、フロー図から「周産期医療協力支援病院」の表現を削除した。

○「医療機関リスト」の一部変更

医療機関リストについて、以下のとおり変更した。

- ① 濟生会滋賀県病院の「外科系」の「熱傷」を、△から○に変更
- ② 県立成人病センターの「緊急性」の「脳卒中」を、空欄から△に変更

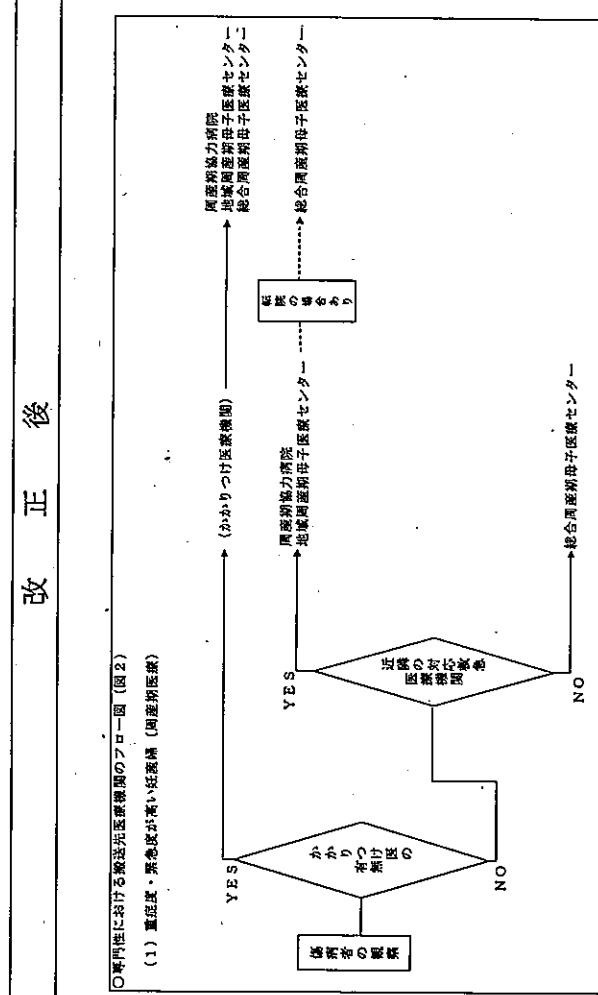
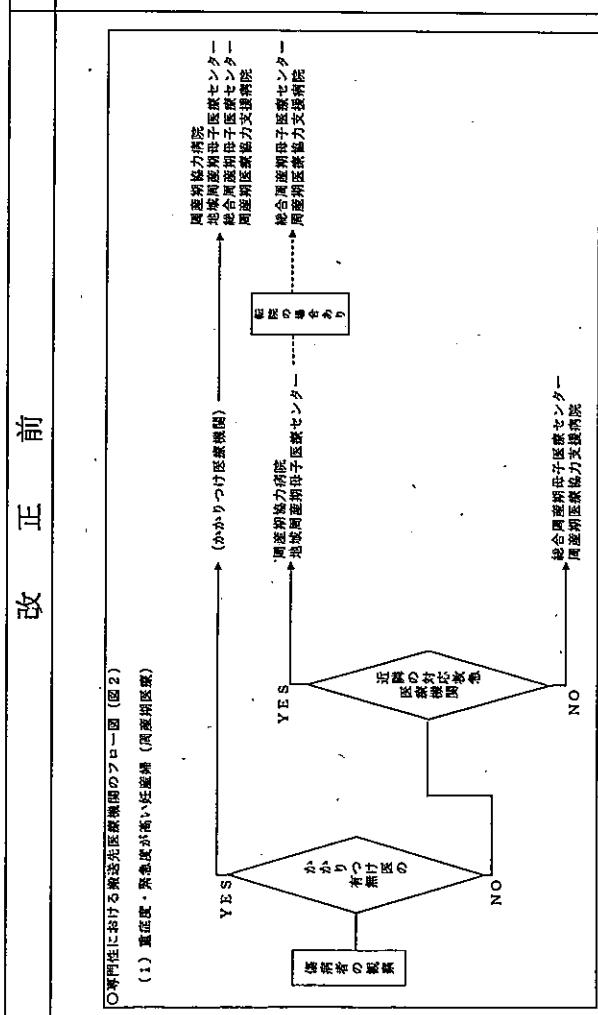
傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準改正比較表

	改 正 前	改 正	後
I 傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準の概要			
3 傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況	<p>総務省消防厅および厚生労働省が実施した平成23年中の「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」の結果によると、本県では、医療機関への受入照会が十数回におよぶ受入医療機関選定困難事案が発生しておらず、重症以上傷病者搬送事案のうち照会回数4回以上の割合は0.8%、現場滞在時間30分以上の割合は2.0%と、いずれも全国平均を大きく下回っている。</p> <p>本県においては、・・・・・・・・・・・・・・・・</p>	<p>3 傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況</p> <p>総務省消防厅および厚生労働省が実施した平成24年中の「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」の結果によると、本県では、医療機関への受入照会が十数回におよぶ受入医療機関選定困難事案が発生しておらず、重症以上傷病者搬送事案のうち照会回数4回以上の割合は0.3%、現場滞在時間30分以上の割合は1.6%と、いずれも全国平均を大きく下回っている。</p> <p>本県においては、・・・・・・・・・・・・</p>	
5 留意事項	<p>(1) 消防機関が実施する救急業務は、消防法により「医療機関へ緊急に搬送する必要がある傷病者」を対象とするものであることから、実施基準は、緊急性、専門性および特殊性の観点から分類した疾患を対象とし、これに該当しない場合については、従来どおりの救急搬送とする。</p> <p>(2) 消防機関は、傷病者の・・・・・・・・</p>	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 消防機関が実施する救急業務は、消防法により「医療機関へ緊急に搬送する必要がある傷病者」を対象とするものであることから、実施基準は、緊急性、専門性および特殊性の観点から分類した疾患を対象とし、これに該当しない場合については、従来どおりの救急搬送とする。</p> <p>(2) 消防機関は、傷病者の・・・・</p>	
7 実施基準策定後の経過			
3 傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>
5 留意事項	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>
7 実施基準策定後の経過	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>	<p>(1) 実施基準の策定 ・・・・</p> <p>(6) 実施基準の改正 平成25年11月28日 医療機関リストの一部変更</p>
8 実施基準の改正			
3 傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況	<p>(7) 実施基準の改正 平成26年2月3日 分類基準、医療機関リスト、觀察基準に「精神疾患」にかかる内容等を追加、変更</p>	<p>(7) 実施基準の改正 平成26年2月3日 分類基準、医療機関リスト、觀察基準に「精神疾患」にかかる内容等を追加、変更</p>	<p>(7) 実施基準の改正 平成26年2月3日 分類基準、医療機関リスト、observation criteriaに「精神疾患」にかかる内容等を追加、変更</p>

	改 前	改 後
II 分類基準（消防法第35条の5第2項第1号）	<p>「傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準」（以下「分類基準」という。）を次のとおり定める。</p> <p>救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者等を搬送するものであることから、この基準は、傷病者の生命の危機の回避および後遺症の軽減などを図るために、専門性および緊急性の高い順に専門性から分類する。</p>	<p>II 分類基準（消防法第35条の5第2項第1号）</p> <p>「傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準」（以下「分類基準」という。）を次のとおり定める。</p> <p>救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者等を搬送するものであることから、この基準は、傷病者の生命の危機の回避および後遺症の軽減などを図るために、優先度の高い順に緊急性、専門性および特殊性の観点から分類する。</p>

- 1 緊急性
生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとする。
なお、緊急性

- 1 緊急性
生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとする。
なお、緊急性



(フロー図の変更内容)
滋賀医科大学医学部附属病院が、周産期医療協力支援病院から総合周産期母子医療センターに変更されたことに伴い、「周産期医療協力支援病院」の表現を削除

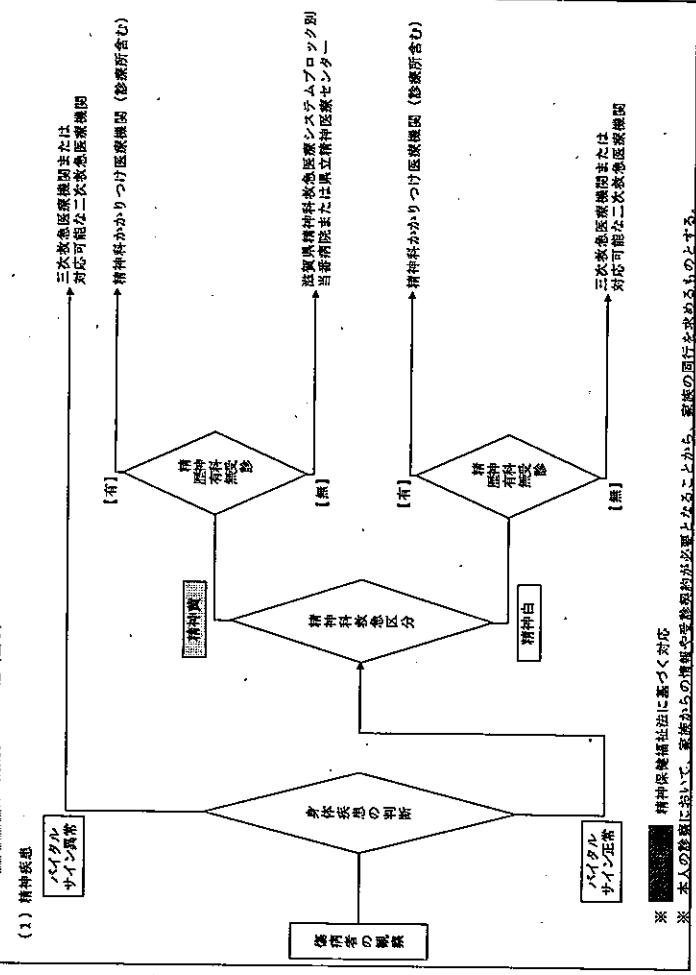
(特殊性、精神疾患 記載なし)	改 前	正	後
3 特殊性 特殊な対応が必要なものとする。			

(1) 精神疾患

精神疾患が疑われる場合であっても、まず、緊急度区分により判断し、外傷や身体疾患が疑われる場合には、それらに対応できる医療機関に搬送する必要がある。その上で、バイタルサインに異常がない場合には、精神科の救急分類により判断し、それらに対応できる医療機関に搬送する必要がある。(図 5)

※ 精神疾患が疑われる患者の搬送にあたっては、本人の診察において、家族からの情報や受診契約が必要となることから、家族の同行を求めるものとする。

○特殊性における搬送先医療機関のフロー図 (図 5)



(特殊性の精神疾患フロー図 記載なし)

	改 正 前	改 正 後
III 医療機関リスト（消防法第35条の5第2項第2号）		III 医療機関リスト（消防法第35条の5第2項第2号）
	<p>「分類基準に基づき分類された医療機関の区分および当該区分に該当する医療機関の名称」を以下のとおり定める。</p>	<p>「分類基準に基づき分類された医療機関の区分および当該区分に該当する医療機関の名称」を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関は、医療機関へ傷病者を搬送する場合、消防法第35条の5第2項第4号の規定による「医療機関の選定基準」に基づき、このリストに掲載された医療機関（救急告示病院）へ傷病者の受入照会を行うものとする。（表1、2、3）ただし、かかりつけ医療機関、初期治療を目的とした医療機関および県外の医療機関については、このリストへの掲載の有無に問わらず、受入照会および搬送することができる。 2 傷病者の受入れ受けた医療機関は、・・・・・・・・・・・・ 3 傷病者の受入れ受けた医療機関は、・・・・・・・・・・・・

	改	正	前	改	正	後
(特殊性の精神疾患の医療機関リスト 記載なし)						

【特殊性】(表3)
 (1)精神疾患

アバイタルサインに異常がある場合や精神科受診歴のない精神目的場合は、【緊急性・専門性】(表1)のリストを参照する。
 イ精神科受診歴のない精神目的の場合は、以下の医療機関リストを参照する。

区域	医療機関名
大津・湖西	琵琶湖病院、滋賀里病院、瀬田川病院
東近江・甲賀・湖南	湖南病院、水口病院、滋賀八幡病院
湖北・湖東	◎疋崎病院、セフィロト病院、◎長浜赤十字病院
全圏域	県立精神医療センター

◎印は、救急告示病院の指定を受けている医療機関

改 前	正	改 正 後						
<p>IV 觀察基準（消防法第35条の5第2項第3号）</p> <p>（特殊性の精神疾患 記載なし）</p> <p>3 分類基準の「特殊性」に関する症状、病態等</p> <p>(1) 精神疾患</p> <p>ア 精神科患者搬送における緊急度区分</p>		<p>IV 觀察基準（消防法第35条の5第2項第3号）</p> <p>（特殊性の精神疾患 記載なし）</p> <p>3 分類基準の「特殊性」に関する症状、病態等</p> <p>(1) 精神疾患</p> <p>ア 精神科患者搬送における緊急度区分</p> <p>イ 觀察基準</p> <p>(ア) 身体疾患の判断</p> <p>意識、呼吸、脈拍、血圧、SPO₂、その他のバイタルサインにより判断。 ただし、呼吸異常はSPO₂で判断。(呼吸数は参考値)</p> <p>(イ) 精神科の救急判断</p> <p>次の3分類で区分する。</p> <table border="1"> <tr> <td>赤</td> <td>精神保健福祉法に基づき対応するもの ・精神疾患による症状により自傷他害があるもの</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>精神疾患の急性増悪症状 ・精神症状の悪化(幻覚、妄想)、強い自殺念慮</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>精神疾患の症状が鑑症であるもの ・バイタルサインでは異常が無い身体主訴、不眠、不安、うつ症状 ・原因の明らかなハニック症状</td> </tr> </table>	赤	精神保健福祉法に基づき対応するもの ・精神疾患による症状により自傷他害があるもの	黄	精神疾患の急性増悪症状 ・精神症状の悪化(幻覚、妄想)、強い自殺念慮	白	精神疾患の症状が鑑症であるもの ・バイタルサインでは異常が無い身体主訴、不眠、不安、うつ症状 ・原因の明らかなハニック症状
赤	精神保健福祉法に基づき対応するもの ・精神疾患による症状により自傷他害があるもの							
黄	精神疾患の急性増悪症状 ・精神症状の悪化(幻覚、妄想)、強い自殺念慮							
白	精神疾患の症状が鑑症であるもの ・バイタルサインでは異常が無い身体主訴、不眠、不安、うつ症状 ・原因の明らかなハニック症状							